

# 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 ふぐ調理師（第三条―第十二条）
- 第三章 ふぐ取扱施設及び営業者（第十三条―第二十条）
- 第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二条）
- 第五章 ふぐの販売（第二十三条・第二十四条）
- 第六章 雑則（第二十五条―第二十七条）
- 第七章 罰則（第二十八条―第三十一条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、ふぐの取扱い等について必要な事項を定め、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって食用に供するふぐの安全性を確保することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ふぐの調理 食用に供することができるふぐについて、肝臓、卵巣その他の健康を損なうおそれがある部位（以下「有毒部位」という。）を除去し、又は塩蔵処理を行うことにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- 二 ふぐの提供 ふぐの調理を終えたふぐを販売し（販売以外で不特定又は多数の者に供与する場合を含む。以下同じ。）、又は販売（販売以外で不特定又は多数の者に対する供与を含む。以下同じ。）の用に供するために貯蔵し、加工し、若しくは調製（ふぐの調理を除く。）することをいう。
- 三 ふぐ調理師 ふぐの調理に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。
- 四 ふぐ取扱施設 ふぐの調理及びふぐの提供を業として行うことができる施設として第十三条に規定する知事の認定を受けたものをいう。
- 五 ふぐ提供施設 ふぐの提供を業として行うことができる施設として第二十一条第一項の規定による届出を行ったものをいう。
- 六 営業者 第十三条に規定する知事の認定を受けて、ふぐ取扱施設を経営する者をいう。

### 第二章 ふぐ調理師

#### （ふぐ調理師免許）

第三条 ふぐ調理師になろうとする者は、知事のふぐ調理師免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2 免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 次条に規定するふぐ調理師試験に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

#### （ふぐ調理師試験）

第四条 ふぐ調理師試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するためにふぐ調理師として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施する。

#### （受験資格）

第五条 ふぐ調理師試験は、調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第二条に規定する調理師であ

って、次の各号のいずれかに該当するものでなければ受けることができない。

- 一 ふぐ調理師の下において、ふぐの調理に二年以上従事した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の経験を有する者として規則で定める者  
(免許を与えない場合)

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの調理ができない者
- 二 精神の機能の障害によりふぐの調理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 第十条第一項第四号又は第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者  
(免許証の交付)

第七条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ調理師免許証（以下「免許証」という。）を交付する。  
(免許証の再交付)

第八条 ふぐ調理師は、規則で定める免許証の記載事項に変更があったとき、又は免許証を亡失し、若しくはき損したときは、速やかに、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、免許証を再交付するものとする。

3 ふぐ調理師は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(免許証の返納)

第九条 ふぐ調理師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、同居の親族、その他の同居者又は営業者は、速やかに、当該免許証を知事に返納しなければならない。

(免許の取消し等)

第十条 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該免許を取り消すものとする。

- 一 調理師法第六条の規定により調理師の免許を取り消された場合
- 二 第三条第二項第二号に規定する者に該当しなくなった場合
- 三 第六条第一号又は第二号に規定する者に該当するに至った場合
- 四 詐欺その他不正な手段により免許を取得した場合

2 知事は、ふぐ調理師が第十二条第一項又は第二項の規定に違反したときは、当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止することができる。

3 ふぐ調理師は、前二項の規定により免許を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から五日以内に、当該免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐの調理の従事制限)

第十一条 ふぐ調理師以外の者（前条第二項の規定により免許の効力を停止された者を含む。）は、ふぐの調理に従事してはならない。ただし、ふぐ取扱施設において、ふぐ調理師の立会いの下にその指示を受けてふぐの調理を行う場合は、この限りでない。

(ふぐ調理師の義務)

第十二条 ふぐ調理師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第二十三条第一項ただし書に該当する場合を除き、ふぐの調理を終えたふぐ以外のふぐを販売しないこと。
- 二 ふぐ取扱施設以外の場所で、ふぐの調理に従事しないこと。
- 三 有毒部位を除去するに当たっては、次に掲げる事項

- イ 有毒部位を的確に除去し、除去した後の可食部位及びふぐの調理に使用した調理台、まな板、包丁等は、十分に洗浄すること。
- ロ 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないように施設できる専用の不浸透性の容器に保管すること。
- ハ ロの規定により保管した有毒部位は、塩蔵処理を行うものを除き、焼却等衛生上の危害が生じない方法で確実に処分すること。
- ニ 凍結及び解凍に伴い、ふぐの毒が筋肉部へ移行し、残留することを防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
  - (1) 食用に供することができるふぐを凍結する場合は、急速凍結法により行うこと。
  - (2) 食用に供することができるふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちにふぐの調理に供し、再凍結は行わないこと。

#### 四 有毒部位の塩蔵処理を行うに当たっては、次に掲げる事項

- イ 原料であるふぐの卵巣又は皮をふぐ取扱施設以外の場所に搬送されることがないように管理すること。
- ロ 塩蔵処理は、卵巣にあつては二年以上、皮にあつては六月以上行うこと。
- ハ 塩蔵品（ロの塩蔵処理を行ったものをいう。）は、出荷前にロットごとの毒性検査を行い、毒力を有さないことを確認の上、出荷すること。
- ニ ハの毒性検査の結果及び当該塩蔵品の出荷に関する記録を作成し、これらを出荷した日から一年間保存すること。

五 食用に供することができないふぐを発見したときは、知事に速やかに報告し、その指示を受けること。

#### 六 前各号に掲げるもののほか、ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項

- 2 ふぐ調理師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 ふぐ調理師は、免許証を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

### 第三章 ふぐ取扱施設及び営業者

#### （ふぐ取扱施設の認定）

第十三条 ふぐ取扱施設を営もうとする者は、施設ごとに知事に申請し、その認定を受けなければならない。

#### （ふぐ取扱施設の認定基準等）

第十四条 知事は、前条の規定に基づく申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、ふぐ取扱施設の認定をするものとする。

- 一 施設ごとに専任のふぐ調理師が置かれていること。
- 二 前号に掲げるもののほか、ふぐの食中毒の発生を防止するために必要な基準であつて規則で定めるもの

2 知事は、前項の規定によりふぐ取扱施設の認定をしたときは、ふぐ取扱施設認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

#### （認定の取消し等）

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ取扱施設の認定を取り消すものとする。

- 一 営業者が詐欺その他不正な手段により認定を受けた場合
  - 二 営業者が第二十条第一項又は第二項の規定に違反した場合
  - 三 第三項第一号又は第二号に該当することにより、当該ふぐ取扱施設においてふぐの調理を禁止された日から三年を経過しても専任のふぐ調理師が置かれない場合
- 2 営業者は、前項の規定により認定を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から五日以内に、認定書を知事に返納しなければならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ取扱施設におけるふぐの調理若しくはふぐの提供に係る業務を禁止し、又は期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。
- 一 当該ふぐ取扱施設に置かれたすべての専任のふぐ調理師について第九条の規定により免許証が返納された場合
  - 二 当該ふぐ取扱施設に置かれたすべての専任のふぐ調理師について第十条第一項又は第二項の規定により免許を取り消された場合
  - 三 当該ふぐ取扱施設に置かれたすべての専任のふぐ調理師について第十条第二項の規定により免許の効力を停止された場合
  - 四 営業者又はふぐ取扱施設の業務に従事する者が第二十三条の規定に違反した場合

(地位の承継)

- 第十六条 営業者について相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、認定書の交付を知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定書を交付するものとする。

(認定書の再交付)

- 第十七条 営業者は、認定書の記載事項に変更があったとき、又は認定書を亡失し、若しくはき損したときは、速やかに、認定書の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定書を再交付するものとする。
- 3 営業者は、認定書の再交付を受けた後、亡失した認定書を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(変更の届出)

- 第十八条 営業者は、専任のふぐ調理師に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

- 第十九条 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該各号に掲げる者は、その日から十日以内に知事にその旨を届け出るとともに認定書を返納しなければならない。ただし、第十六条第一項の規定により営業者の地位を承継する場合は、この限りでない。
- 一 営業者が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合 同居の親族又はその他の同居者
  - 二 営業者が法人であって、その法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
  - 三 営業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人

四 営業者が法人であって、その法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合  
その清算人

五 ふぐ取扱施設を廃止した場合 営業者であった個人又は営業者であった法人を代表する役員  
(営業者の義務)

第二十条 営業者は、ふぐ取扱施設において、ふぐ調理師にふぐの調理を行わせなければならない。ただし、当該ふぐ取扱施設において、ふぐ調理師の立会いの下にその指示を受けてふぐの調理を行わせる場合は、この限りでない。

2 営業者は、認定書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 営業者は、認定書を当該ふぐ取扱施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

#### 第四章 ふぐ提供施設

(ふぐ提供施設の届出)

第二十一条 ふぐ提供施設を經營しようとする者は、施設ごとに自己の氏名その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、ふぐ提供施設を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(ふぐの提供業務の禁止等)

第二十二条 知事は、ふぐ提供施設を經營する者又は当該ふぐ提供施設の業務に従事する者が次条の規定に違反したときは、当該ふぐ提供施設におけるふぐの提供に係る業務を禁止し、又は期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。

#### 第五章 ふぐの販売

(ふぐの販売等)

第二十三条 ふぐは、ふぐの調理を終えたものでなければ、食品として販売の用に供してはならない。ただし、ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に、ふぐの調理を終えていないふぐであって、食用に供することができるものを販売する場合は、この限りでない。

一 ふぐ調理師

二 営業者

三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けた者であって、規則で定めるもの

2 前項第三号に該当する者は、第二十一条の規定による届出をしなければならない。

#### 第二十四条 削除

#### 第六章 雑則

(報告の徴収及び立入検査)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ調理師、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（食品衛生法第三十条に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、ふぐ取扱施設若しくはふぐ提供施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から

請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(手数料)

第二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第三条第一項に基づく免許を申請する者  
ふぐ調理師免許申請手数料 四千六百元
- 二 第四条に基づくふぐ調理師試験を受けようとする者  
ふぐ調理師試験手数料 一万八千四百元
- 三 第八条第一項に基づく免許証の再交付を申請する者  
ふぐ調理師免許証再交付申請手数料 二千九百元
- 四 第十三条に基づくふぐ取扱施設の認定を受けようとする者  
ふぐ取扱施設認定申請手数料 四千六百元
- 五 第十六条第二項に基づく認定書の交付を申請する者  
ふぐ取扱施設認定書交付申請手数料 二千九百元
- 六 第十七条第一項に基づく認定書の再交付を申請する者  
ふぐ取扱施設認定書再交付申請手数料 二千九百元

(委任)

第二十七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 第七章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第十二条第一項第一号の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定による認定を受けないで、ふぐ取扱施設を経営した者
- 四 第二十条第一項の規定に違反した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項第二号から第五号までの規定に違反した者
- 二 第十二条第二項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十三条の規定に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第三項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定に基づく申請の申請事項について、虚偽の記載をして同条の認定を受けた者
- 三 第十九条第二号から第五号までに掲げる場合であつて、同条に規定する期間内に認定書を返納しなかつた当該各号に掲げる者
- 四 第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は届出事項について虚偽の届出をした者
- 五 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに前条第二号、第四号及び第五号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科す

る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四章並びに第三十条第四号及び第三十一条（第三十条第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に知事が認める講習会の修了者であって、ふぐの調理を業としている者は、この条例の施行の際に第三条第一項の免許を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（平成十四年埼玉県条例第八十号）による改正前の食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）第四条第一項の規定による届出をした者は、この条例の施行の日から一年間は、当該届出をした施設について第十三条の規定による認定を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該認定の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく認定に関する処分がある日まで、同様とする。

#### 附 則（平成十六年二月六日条例第一号）

この条例は、平成十六年二月二十七日から施行する。

#### 附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十三号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

#### 附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした加工製品（改正前の第二十四条に規定する加工製品をいう。次項において同じ。）の表示については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にする加工製品の表示（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下この項において「府令」という。）附則第四条又は第五条の規定によりなお従前の例によりする加工食品（府令第二条第一項第一号に規定する加工食品をいう。ただし、平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入されるもの（業務用加工食品（同項第三号に規定する業務用加工食品をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は同日までに販売される業務用加工食品に限る。）又は生鮮食品（府令第二条第一項第二号に規定する生鮮食品をいう。ただし、平成二十八年九月三十日までに販売されるもの（業務用生鮮食品（同項第四号に規定する業務用生鮮食品をいう。）を除く。）に限る。）に係る表示に限る。）については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施

行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年十月十五日条例第十号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日条例第二十二号）

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けている者に対する改正後の第十四条第一項並びに第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、当該施設に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可に係る同条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。